

## 緊急事態宣言発令に伴う子供の居場所確保について

### 【市立小中学校】

- これまでの「わくわくのがっこう」事業は実施を見合わせます。
- 都民への外出自粛要請を踏まえ、ご家庭での対応をお願いしますが、子供たちや保護者の皆様の生活を支えるために、下記の「子供の居場所確保事業」を実施します。

### 子供の居場所確保事業

#### ○対象者

保護者の仕事や疾病、その他ご家庭の状況により自宅で過ごすことに不安や困難がある児童・生徒

#### ○実施時間

学校の始業時刻（学校により異なります）から原則午後1時まで

#### ○実施内容

一人ひとりにあった学びの見守り

#### ○昼食の提供

- ・希望者に昼食を提供します（有料）。お弁当の持参も可です。
- ・4/13（月）から中学校では個別の対応を行います。

#### ○健康観察カードの提出

児童・生徒の体温を測定し健康観察を十分に行ったうえで、健康観察カードを学校にご提出ください。

**【保育園・児童館・学童クラブ・臨時ひのっち・子育てひろば】**

**○保育園**

- ・登園自粛要請を実施

**○児童館**

- ・支援が必要な児童に限り、居場所機能として開設

**○学童クラブ**

- ・学校での子供の居場所確保の開始に伴い、原則午後 1 時からの開設に変更

**○臨時ひのっち**

- ・休止

**○子育てひろば**

- ・相談機能を残して休止

※感染の状況によっては今後の対応を変更する場合があります。

《問い合わせ先》

**【小中学校】**

教育部学校課 585-1111 (内線 5200)

**【保育園】**

子ども部保育課 585-1111 (内線 2600)

**【児童館・学童クラブ・ひのっち・子育てひろば】**

子ども部子育て課 585-1111 (内線 2501)